

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

西宮市長

新型コロナウイルス感染症対策による認可保育所等の対応について

(緊急事態宣言解除後の保育の実施方針について)

認可保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）では、政府からの緊急事態宣言の解除に伴い、下記のとおり対応することといたします。

記

1. 特別保育について

特別保育は5月24日（日）をもって終了し、5月25日（月）より下記の取扱いに移行します。
(5月31日までの実施を予定していましたが、緊急事態宣言の解除に伴い短縮します。)

2. 今後の方針（登園自粛要請）

(1) 期間 令和2年6月30日（火）まで

(2) 内容

原則として開所しますが、感染拡大防止の観点から、就労等でやむを得ず保育が必要な方について受け入れを行います。保護者が仕事を休むことができる場合など、家庭での保育にご協力をお願いいたします。

3. 保育料・給食費の減免

保育料については、令和2年3・4・5月分に引き続き、6月30日までの欠席分について日割り計算による減免を行います。欠席理由は問いません（土曜日や臨時休園も含みます）。また、登園している園が市の要請により臨時休園となった場合や、児童が濃厚接触者となった場合においても同様の取扱いとなります。

給食費については、在籍している保育所等にお問い合わせください。

4. ご留意いただきたい事項

- ・保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は臨時休園となるため、連絡を受けた場合は直ちにお迎えに来てください。
- ・施設内で感染が確認された場合、調理ができず給食提供ができない可能性がありますのでご了承ください。
- ・保育所等では、在宅中でも電話での育児・健康相談等を実施しています。



保育所での新型コロナウイルス
感染症関連情報（市HP）
5/22（金）9時更新

こども支援局 子育て事業部

【担当課】・保育料、給食費に関すること：保育入所課